

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

「空振り恐れず」退避指示

迅速な作業中止判断を

佐田建設

特集Ⅱ

ストレスチェックの準備はOK？

中災防 浜谷 啓三

ニュース

産業医 50人未満に引下げも

厚労省 設置基準見直しへ

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2245

2015

11/1

■ 災害のあらまし ■

女性警備員のAが明日から大型連休の始まる前日（就業日）に、バイクを運転中に自己転倒して左足の膝と関節内の骨折を負った事案である。

Aの業務は、電気工事業者が電柱のメンテナンスを実施する時に、同業者が作業中の道路において、車両や歩行者の交通誘導を行うもの。電気工事業者は1日に数件の作業を予定しているため、当日の1番目の作業現場で集合後は、警備員は電気工事業者の作業車の後方を追尾していく要領で、作業現場を移動するのが通例となっている。この日も1件目の作業現場で仕事を終えた後に2件目の作業現場へ向かう途中だった。ただし、小雨が降っており、やや路面が濡れている状態であった。いつものように、Aのバイクが作業車の後方を追尾して行ったが、交差点を左折する際に、濡れたマンホールに後輪がスリップして転倒し膝を強打し、左足の膝と関節内を骨折するけがを負った。Aはこの業務に数年前から従事し、社内ではベテランの部類だった。

事故当日は、鈍痛があるのみで無理をすれば歩行が可能と判断し、バイクに乗って2件目の現場まで移動した。しかし、2件目の現場に到着する頃になると痛みが増してきて交通誘導の業務ができる状態ではないと考え、電話で会社に交代要員を要請しそのまま帰宅した。報告を聞いた会社の担当者も病院での診察を指示したが、結局Aは当日は病院には行かず、大型連休に突入してしまった。

その後、自宅で養生していたAは、左膝の腫れも大きくなり、痛みの程度も我慢できないようになったため自宅近くの診療所で受診後、手術のため転院し2カ月の入院

警備員が現場間を移動中にバイクで自己転倒

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21 大阪会
ファロス社会保険労務士法人

代表社員 宮田 元

第206回

リハビリを行った。

■ 判断 ■

平日頃より自宅から現場まで直行直帰で勤務に従事している警備員は少なくない。今回のケースは、会社事務所に出勤し業務指示を受命した後の事故というわけではないが、あらかじめ1件目の作業現場に集合することも含め、それ以後の業務内容において指示を受けている点を重視し、**業務上の災害と認定された。**

■ 解説 ■

労災保険の適用になる事故では、その基準として業務起因性と業務遂行性が問われる。業務遂行性がなくて業務起因性は成り立たないと思われるが、どういう事実があれば業務遂行性があるといえるかについては、次のような3つの類型に分けられる。

(1) 事業主の支配・管理下で業務に従事している場合

労働者が、あらかじめ定められた担当の仕事をしている場合、事業主からの特命業務に従事している場合、担当業務を行う上で必要な行為、作業中の用便、飲水などの生理的行為を行っている場合、その他労働関係の本旨に照らして合理的と認められる行為を行っている場合などである。

(2) 事業主の支配・管理下にあるが、業務に従事していない場合

休憩時間に事業場構内でキャッチボールをしている場合、社員食堂で食事をしている場合、事業主が通勤専用提供した交通機関を利用している場合などである。

(3) 事業主の支配下にあるが、管理下を離れて業務に従事している場合

出張や社用での外出、運送、配達、営業などのため事業場の外で仕事をする場合、



事業場外の就業場所への往復、食事、用便など事業場外での業務に付随する行為を行う場合などである。

今回のケースは、(3) 事業主の支配下にあるが、管理下を離れて業務に従事している場合に該当するものと思われる。なお、事業主の管理下を離れているため、事故発生の有無や事故状況などでの確な業務連絡を怠ると、事故後の初動対応に齟齬が生じることがあるため普段から注意したい。大型連休を挟んだことによって事故発生から病院受診まで数日経過していることや、その間の会社への報告などの部分に問題点がなかったか検証が必要と思われる。

参考までに今回のケースは同一事業主の支配下で発生した事故だが、これが第一現場の事業主と第二現場の事業主が同一でない場合は、どちらの事業主の労災適用になるのかといえば、事業場間の移動中の災害では、第一の事業場での就業後、次の仕事のために第二の事業場への移動を余儀なくされるといえるから、第二の事業場での労務の提供に不可欠な移動として、第二の事業場の保険関係で処理することになる。

また、その際は、業務災害の扱いではなく、通勤災害の扱いになるだろう。